

加工セルロースの認可状況等

加工セルロース	日本(指定年月)	使用基準	米国(21CFR)	EU(E番号) <sup>*1</sup>	JECFA
カルボキシメチルセルロース カルシウム	(S38.7)	使用量は、食品の2.0%以下でなければならない。ただし、カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、デンプングリコール酸ナトリウム、デンプンリン酸エステルナトリウム及びメチルセルロースの1種以上と併用する場合には、それぞれの使用量の和が食品の2.0%以下でなければならない。	×	×	×
カルボキシメチルセルロース ナトリウム	(S27.2)		(182.1745)	(E466)	modified celluloses の グループADIとして ”not specified” (1990)
メチルセルロース	(S35.9)		(182.1480)	(E461)	
ヒドロキシプロピルメチルセル ロース	(H15.6) <sup>*2</sup>	保健機能食品たるカプセル剤及び錠剤以外の食品に使用してはならない。	(172.874)	(E464)	
ヒドロキシプロピルセルロース	今回評価依頼品目		(172.870)	(E463)	
メチルエチルセルロース	×	-	(172.872)	(E465)	
エチルセルロース	×	-	(172.868)	×	
エチルヒドロキシエチルセル ロース	×	-	×	×	

\*1 SCF(EU)では、認可されている5種の加工セルロースについて、ADIを”not specified”と評価している(1994)。

\*2 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会報告(H14.7.30)において、ADIは21mg/kg体重/日と評価されている。